

令和8年度 上越地域図柄入りナンバープレート寄付金活用事業募集要項

1. 概要

上越地域図柄入りナンバープレートは、令和2年5月から上越地域の地域振興・観光振興などを目的に地域限定でのナンバープレート交付を開始しました。

図柄入りナンバープレートは、フルカラー版を選択する際に1,000円以上の寄付金をいただいております。寄付金を管理する「公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下、「ナンバー財団」という。）」が、地域の協議会が選定する事業へ例年助成しています（※）。

ナンバー財団への申請に当たり、地域の協議会が事前に事業を選定する必要があるため、上越、糸魚川地域振興局、上越市、妙高市、糸魚川市が設置した「上越ナンバー普及促進協議会」にて、今年度の寄付金を充てるべき事業を以下のとおり募集します。

※地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業

<http://www.d-number.or.jp/subsidy-list/>

2. 募集期間等

○募集期間 令和8年6月（※）～7月17日（必着）

※ナンバー財団からの通知日の翌開庁日

○事業実施期間 令和8年10月頃（ナンバー財団決定後）～令和9年3月31日

○ナンバー財団への申請期間 令和8年7月1日～令和8年7月31日

3. 上越地域図柄入りナンバープレート対象地域

上越市、糸魚川市、妙高市の3市

4. 対象団体

次の（1）～（5）すべてにあてはまる団体であること。

- （1）法人または団体であること。（個人を除く。）
- （2）組織の運営に関する規則（規約、会則等）を有していること。
- （3）反社会的勢力と関係がないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- （5）上越地域3市に主たる事務所又は事務局があること。

5. 対象事業

上越地域3市を対象にした事業とし、次の(1)～(9)のいずれかにあてはまる事業であること。また、助成金交付決定日から令和9年3月末までに事業完了が見込まれる事業であること。

- (1) 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- (2) 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- (3) 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- (4) 次世代事業者の普及に資する事業
- (5) 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- (6) 公共交通機関等の維持確保に資する事業
- (7) 街づくりに資する事業
- (8) 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業
- (9) その他、(1)～(8)事業と一体となって利用者利便の向上、公共福祉に資する事業

6. 助成予算額

下記の通り、上越ナンバーの交付地域を対象とした事業に対し助成予算額を上限に助成対象経費を交付する。また、1事業当たりの上限を300千円とする。

ナンバー	上越
事業所在地	上越地域3市
助成予算額	600千円

7. 助成対象経費

事業の実施にかかる経費（ただし、法人または団体の運営費等を除く）

8. 応募書類

- (1) 地方版図柄入りナンバープレート寄付金活用事業助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 助成金交付申請事業の概要（別紙1）
- (3) 助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等（別紙2）

[添付資料]

- ・助成対象経費の算出の根拠となる資料（見積書、仕様書等）
- ・会社概要及び業務内容がわかる資料（交付申請者が地方公共団体の場合は除く。）
- ・その他助成金の交付に関して参考となる資料

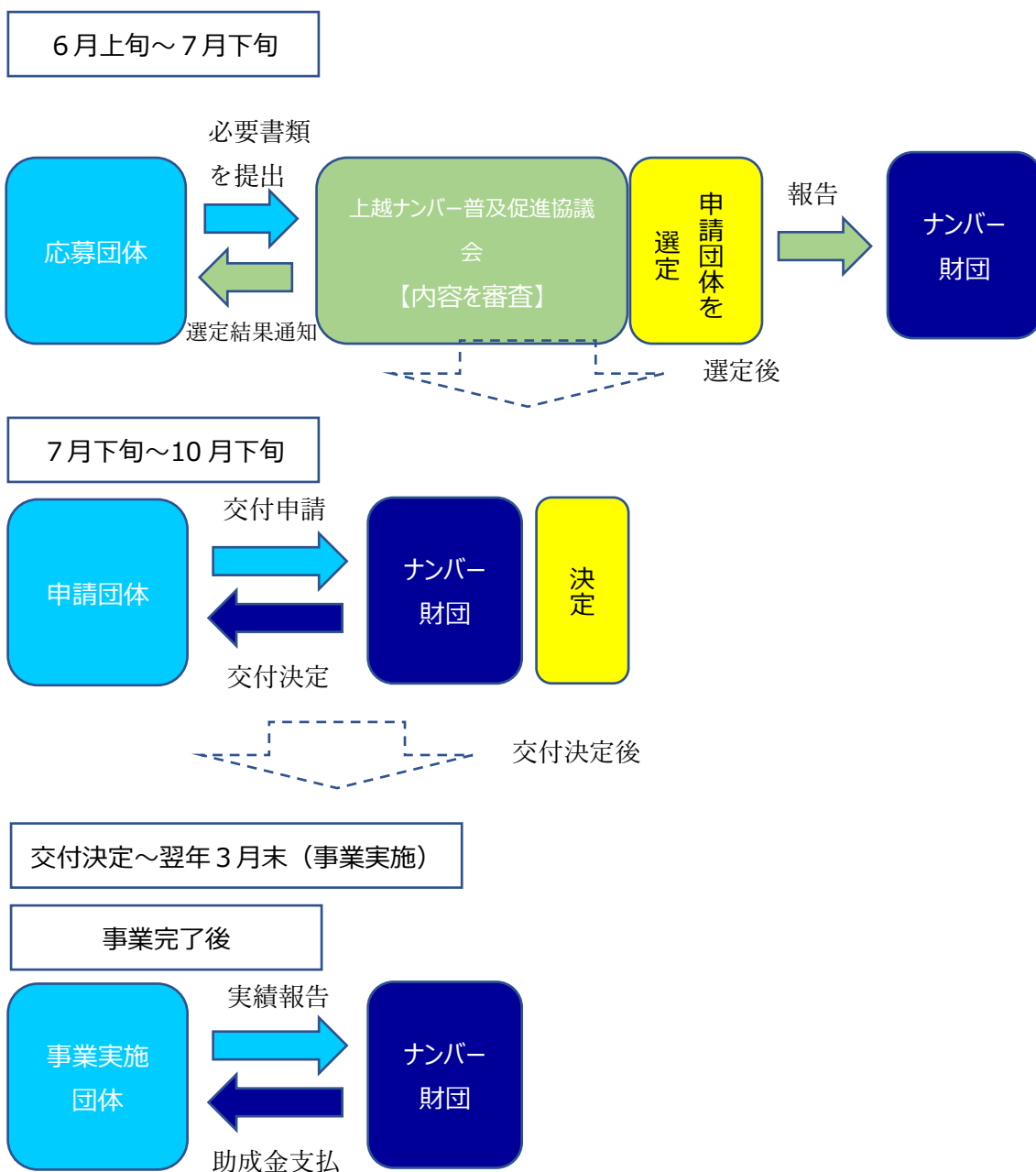
- (4) 助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳(予定)(別紙3)
- (5) その他、選定にあたり協議会が必要とする資料

9. 応募書類掲載先

下記の日本デザインナンバー財団ホームページからダウンロード。

日本デザインナンバー財団 <http://www.d-number.or.jp/subsidy-local6/>

10. 事業実施の主な流れ



スケジュール

募集開始	令和8年6月
協議会への必要書類提出締切	令和8年7月17日（必着）
協議会で申請団体選定	令和8年7月25日（予定）
ナンバー財団への交付申請締切	令和8年7月31日

12. 応募方法

電子メールにより受け付ける。

（複数事業の応募も可。その場合、事業毎に応募書類を作成すること）

13. 応募締切

令和8年7月17日（金） 必着

14. 選定方法

提出書類を審査し、協議会が以下のとおり選定する。

- （1）上越地域3市全域に効果が波及すると見込まれる、地域振興・観光振興のほか、公共交通、交通事故防止などが図られる事業（5. 対象事業（3）（5）（8））を重点事業として審査する。
- （2）助成上限額の範囲内において複数事業を選定する場合がある。

15. その他

- （1）寄附金活用事業に対する助成を決定するのは、ナンバー財団であるため、協議会の選定をもって助成を確約するものではなく、令和8年7月末（予定）にナンバー財団に対する申請が別途必要となる。
- （2）申請事業者と事業内容は、ナンバー財団公表後にHP等で公表する。
- （3）事業の成果品等については、上越版図柄入りナンバープレートの寄付金を活用したことを表示して明らかにすること。

16. 応募・お問い合わせ先

○上越ナンバー普及促進協議会 事務局

（新潟県上越地域振興局 企画振興部 担当：石橋）

○〒943-8551 上越市本城町5番6号

○TEL：025-526-9326 mail: ishibashi.satoshi@pref.niigata.lg.jp